

日本DMA T活動要領（案）

I 概要

1. DMA Tとは

- ・ DMA Tとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。
- ・ 阪神淡路大震災では、多くの傷病者が発生し医療の需要が拡大する一方、病院も被災し、ライフラインの途絶、医療従事者の確保の困難などにより被災地域内で十分な医療も受けられずに死亡した、いわゆる「避けられた災害死」が大きな問題として取り上げられた。
- ・ 自然災害に限らず大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応困難な場合も想定される。
- ・ このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、被災地での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地域外に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待される。
- ・ このような災害医療活動には、平時の外傷の基本的な診療に加え、災害医療のマネージメントに関する知見が必要である。
- ・ この活動を担うべく、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームが日本DMA T（以下「DMA T」と言う。）である。

2. 運用の基本方針

- ・ 活動は、平時において都道府県と医療機関等との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省、都道府県、国立病院機構等により策定された防災計画等に基づくものである。
- ・ DMA Tの派遣は、被災地の都道府県からの要請に基づくものである。また、当分の間、厚生労働省の要請にもよる。
- ・ 厚生労働省は、初動期からの積極的な情報収集等により都道府県に対し必要な支援を行う。
- ・ 被害状況が明らかでなく、緊急やむを得ない場合における医療機関の自主的な判断による派遣を妨げるものではない。
- ・ 都道府県は、通常時には、DMA T運用計画の策定、医療機関等との協定の締結等を行い、災害時には計画に基づきDMA Tを運用し、活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を行う。

- ・ 厚生労働省は、通常時には活動要領を策定する。また、標準化された教育・訓練の推進及びDMA-Tに参加する要員の認証・登録により、DMA-Tの質の維持向上に努めるものとする。また、災害時には、DMA-Tの活動に関わる情報集約、総合調整及び関連省庁との必要な調整および当分の間、都道府県に対してDMA-T派遣要請を行う。
- ・ DMA-T指定医療機関（後述）は、通常時には派遣の準備、DMA-Tに参加する要員の訓練に努め、災害時には、要請に応じてDMA-Tを派遣する。
- ・ 災害拠点病院、日本赤十字社、国立病院機構、国立大学病院等は、活動に必要な支援（情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等）を可能な範囲で行う。

3. 本要領の位置づけ

- ・ 災害対策基本法に基づく防災基本計画には、以下のように、国、都道府県又は日本赤十字社の役割として、DMA-Tの派遣の要請が記載されている。
 - 国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMA-T）に参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
 - 国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム（DMA-T）を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMA-T）の派遣を要請するものとする。
- ・ 本要領は、指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画（相互地域防災計画も含む）等においてDMA-T等の要請、運用について記載する際の指針となるものである。
- ・ また、本要領は、都道府県が作成する医療計画にDMA-T等の整備又は運用といった災害時の医療について記載する際の指針となるものである。
- ・ なお、本要領はDMA-T等の運用の基本的な事項について定めるものであり、都道府県等の自発的な活動や相互の応援、及び日本赤十字社の自主的な活動を制限するものではない。

II 用語の定義

1. DMA-T

- ・ 災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームである。
- ・ 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする。

2. DMA-T登録者

- ・ DMA T登録者は厚生労働省等が実施する「日本DMA T隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者である。
- ・ DMA T登録者には、DMA T隊員証が交付される。
- ・ DMA T登録者は、災害急性期にDMA Tとして派遣される資格を有する。

3. DMA T本部

- ・ DMA T活動において、指揮、調整、支援業務を担う部門である。
- ・ 具体的には、災害時において、被災地域内の災害現場、災害拠点病院やSCU及び被災地域外参集拠点や受け入れ拠点において参集したDMA Tを有機的に組織化し、関係機関との連携などの指揮、調整、支援業務等の活動を担う。
- ・ DMA T都道府県調整本部の下、DMA T活動拠点本部、DMA T・SCU本部、DMA T病院支援指揮所、DMA T現場活動指揮所などを置く。

4. 統括DMA T登録者

- ・ 災害時にDMA T本部等において指揮者として活動する事が期待されるDMA T登録者である。
- ・ 統括DMA T登録者は厚生労働省が実施する「統括DMA T研修」を修了し、厚生労働省に登録されたものである。
- ・ 平時においては、日本DMA T隊員への教育・訓練、地方・地域におけるDMA T研修会開催や指導、地域の災害医療体制の計画・準備、各種訓練の企画等を行う。

5. DMA Tの活動

- ・ DMA Tの活動は、都道府県より派遣要請を受けたDMA T指定医療機関より派遣されることにより行う。
- ・ DMA Tの活動は、DMA T指定医療機関に所属しているDMA T登録者により実施される。

6. DMA T補助要員

- ・ DMA T補助要員は、厚生労働省等より派遣要請を受け、DMA Tの活動の後方支援（ロジスティック）等を行う。

7. DMA T指定医療機関

- ・ DMA T指定医療機関は、DMA T派遣に協力する意志を持ち、厚生労働省又は都道府県に指定された医療機関である

9. 広域医療搬送

- ・ 被災地で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動。
- ・ 被災地域と被災地域外の民間、自衛隊の空港に広域医療搬送拠点を設置

して行う。

- ・ 自衛隊機などによる航空搬送時の診療やＳＣＵ（後述）での診療・運営を含む。
10. 広域医療搬送拠点での臨時医療施設（ステージングケアユニット：ＳＣＵ）
- ・ 広域医療搬送拠点におかれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設。
 - ・ 被災地域の広域医療搬送拠点又は、被災地域外の広域搬送拠点に必要に応じて設置される。
 - ・ 被災地域に置かれるＳＣＵは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、自衛隊等の航空機による広域医療搬送のためのトリアージを行うことを業務とする。
 - ・ 被災地域外に置かれるＳＣＵは、自衛隊等の航空機により広域医療搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行うことを業務とする。また、必要に応じて患者の症状の安定化処置を図る。
11. 病院支援
- ・ 被災地域内の病院に対する医療の支援
 - ・ 多くの傷病者が来院している病院からの情報発信、トリアージ、当該病院での診療の支援、広域医療搬送のためのトリアージ等を含む。
12. 域内搬送
- ・ ヘリコプター、救急車等による搬送で、都道府県や市町村が行うものである。
 - ・ 現場から被災地域内の医療機関、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関からＳＣＵへの搬送及び被災地域外のＳＣＵから医療機関への搬送を含む。
13. 現場活動
- ・ 災害現場でＤＭＡＴが行う医療活動をいう。
 - ・ トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を含む。
14. ドクターへリ
- ・ 厚生労働省のドクターへリ導入促進事業により稼働している、医師及び看護師又は救急救命士を搭乗させたヘリコプター。災害時、必要に応じドクターへリをＤＭＡＴの活動支援にも活用することができる。
15. 災害医療調査ヘリ
- ・ 災害発生時に、独立行政法人国立病院機構災害医療センター（災害医療センター）のＤＭＡＴ等が被災地へ向かい、現地の医療状況等の調査を実施し、厚生労働省、被災都道府県、医療関係者等へ情報提供を行うた

めのヘリコプター。また、必要に応じ調査ヘリをD M A Tの活動にも活用することができる。

16. 後方支援（ロジスティック）

- ・ D M A Tの活動に関わる通信、移動手段、医薬品支給、生活手段等を確保することをいう。
- ・ その他、活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

III 通常時の準備

1. D M A T運用計画の策定

- ・ 都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等は、D M A T運用に関する計画を事前に策定する。
- ・ 日本赤十字社は日赤救護班のD M A Tとの協働に係る計画を事前に策定する。
- ・ D M A T運用計画には、広域医療搬送におけるD M A Tの活動及びS C Uの設置・運営も明記する。

2. D M A T指定医療機関の登録、業務計画の策定及び協定等

- ・ 都道府県は、管内の病院をD M A T指定医療機関として指定し、厚生労働省にその旨報告する。
- ・ D M A T指定医療機関は以下の要件を満たす病院とする
 - 医療機関としてD M A T派遣を行う意志を持つこと。
 - D M A Tの活動に必要な人員、装備を持つこと。
 - 災害拠点病院であることが望ましいこと。
- ・ 厚生労働省はD M A T指定医療機関を把握する。
- ・ 都道府県は、管内のD M A T指定医療機関について災害時の業務計画に明示し、運用に関する必要な事項について協定を締結する。
- ・ 都道府県は、県内の日本赤十字社支部と日赤のD M A T運用に関する必要な事項について協定を締結する。
- ・ 都道府県とD M A T指定医療機関等の協定は以下の事項を含むものとする。
 - 要請方法
 - 指揮系統
 - 業務
 - 後方支援（ロジスティック）
 - 活動費用
 - D M A Tに参加する要員の身分の取扱いとD M A T活動における事故等への補償

- ・ 厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構は、管下のDMA T指定医療機関に対して、DMA Tの運用について災害時業務計画に明示する。

3. DMA T隊員・統括DMA T登録者の登録

- ・ 厚生労働省は、「日本DMA T隊員養成研修」を修了した者又はそれと同等の学識・技能を有する者をDMA T登録者として認証する。
- ・ 厚生労働省は、「統括DMA T研修」を修了した者を統括DMA T登録者として認証する。
- ・ 厚生労働省はDMA T・統括DMA T登録者を把握する。
- ・ 災害医療センターは厚生労働省の登録業務を補助する。
- ・ DMA T登録者は、所属などの登録内容に変更があった場合、都道府県及び厚生労働省に届け出る。
- ・ DMA Tの登録者は、DMA T登録者の届出に基づき、定期的に更新される。
- ・ DMA T指定医療機関は、当該医療機関に勤務するDMA T登録者を把握し、定期的に都道府県に報告する。
- ・ 都道府県は管内のDMA T指定医療機関におけるDMA T登録者を把握するとともに、DMA Tの登録の情報の更新を行い、その結果を厚生労働省に報告する。
- ・ 日本赤十字社は救護班要員についての情報を定期的に厚生労働省及び都道府県に報告する

4. DMA T本部の設置準備

- ・ 都道府県は、平時よりDMA T都道府県調整本部長として活動する要員を統括DMA T登録者より複数任命する。
- ・ 災害拠点病院は、院内にDMA T活動拠点本部の場所を確保しておく。

5. 連絡体制の確保

- ・ 厚生労働省及び都道府県は、広域災害・救急医療情報システムの整備に際して、DMA Tの情報連絡システムとしての機能も付与する。
- ・ DMA T指定医療機関は当該医療機関と派遣されたDMA Tの間の連絡手段を確保する為の機材を整備する。

6. 研修・訓練の実施

- ・ 厚生労働省は、災害発生時に迅速な派遣が可能なDMA Tに参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
- ・ 文部科学省は、国立大学附属病院に対し、DMA T活動への協力を要請するとともに、医師、看護師等職員へのDMA T活動の啓発を促す。
- ・ 厚生労働省は、関係省庁の協力の下「日本DMA T隊員養成研修」及び「統括DMA T研修」等を実施する。

- ・ 災害医療センターは、地域ブロック単位で、DMAT 隊員の技能継続のための研修を実施する。
- ・ 災害医療センターは、「日本 DMAT 隊員養成研修」の質の管理・実施について厚生労働省に技術的な助言を行う。
- ・ 厚生労働省は、日本 DMAT 検討委員会の助言を受け、都道府県等で行われる研修を「日本 DMAT 隊員養成研修」として認定することができる。認定された研修の修了者は DMAT 登録者となる。認定に際しては、実施体制、研修内容などを評価する。
- ・ 厚生労働省は、内閣府など政府関係機関、都道府県、日本赤十字社等と連携し、災害医療センターの支援を受け、DMAT の訓練を実施する。
- ・ DMAT 指定医療機関は、DMAT 隊員の研修・訓練に努めるものとする。
- ・ DMAT 登録者は、通常時より連絡体制など DMAT 派遣の準備を整え、DMAT の訓練に積極的に参加する。
- ・ 都道府県、地方ブロックの単位で、DMAT の継続的な訓練・研修を行うことができる。

7. DMAT 運営体制の確保

- ・ 都道府県は、DMAT の運用に関わる諸案件を協議する場として、都道府県 DMAT 連絡協議会を設置する。
- ・ 都道府県 DMAT 連絡協議会は、各 DMAT 指定医療機関、医師会、日本赤十字社、消防などから構成されることが望ましい。
- ・ 都道府県は、地方ブロックレベルにおける DMAT 体制の維持、連携に関わる諸案件を協議する場として地方ブロック DMAT 連絡協議会を設置することができる。厚生労働省は全国レベルにおける DMAT 運用に関わる諸案件を協議する場として医政局指導課長の諮問機関として、日本 DMAT 検討委員会を設置する。

IV 初動

1. DMAT 派遣要請

- ・ 被災地の都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害に対応するため、DMAT の派遣を他の都道府県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に要請する。
- ・ 都道府県は、災害が発生した際、DMAT の派遣要請およびその範囲を以下の基準で行う。
 - 県内へ派遣要請 震度 6 弱又は死者見込み 2 名以上 50 名未満又は傷病者 20 名以上

- 隣接都道府県及び地方ブロックへ派遣要請 震度 6 強又は死者見込み 50 名以上 100 名未満
- 隣接地方ブロックへ派遣要請 震度 7 又は死者見込み 100 名以上
- 全国へ派遣要請 東海、東南・海南海、首都直下地震
 - ・ 被災地の都道府県は、管下の統括DMA-T等の助言を得て、必要に応じて速やかに要請を行う。
 - ・ 都道府県は、被災地の都道府県の要請に応じ、厚生労働省と連携し、管内の DMA-T 指定医療機関及び日本赤十字社支部へ DMA-T 派遣を要請する。
 - ・ 厚生労働省は、当分の間、被災都道府県からの要請の有無にかかわらず、都道府県に対して DMA-T 派遣を要請できる。
 - ・ 厚生労働省は、DMA-T 派遣の必要性に関する情報を積極的に収集し、都道府県を支援する。
 - ・ 厚生労働省は、被災地の都道府県の要請に応じ、都道府県、文部科学省、国立病院機構等を通じて DMA-T 指定医療機関へ DMA-T の派遣を要請する。
 - ・ 文部科学省、国立病院機構等は被災地の都道府県の要請に応じ、厚生労働省と連携し、管下の DMA-T 指定医療機関に DMA-T の派遣を要請する。
 - ・ 厚生労働省は、広域災害救急医療情報システムを通じて、都道府県、文部科学省、国立病院機構、日本赤十字社支部及び DMA-T 指定医療機関に要請の連絡を行う。
 - ・ DMA-T 指定医療機関は、都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等の要請を受け、事前の計画、協定等に基づき DMA-T を派遣する。
 - ・ 都道府県及び厚生労働省は、要請に伴い、参考の拠点場所、想定される業務等についての情報を DMA-T に提示する。
 - ・ ドクターへりが配置された DMA-T 指定医療機関は、他の DMA-T 指定医療機関と同様に、都道府県から派遣要請を受ける。その際、現地までの移動手段や被災地域内外での DMA-T の活動を支援するため、ドクターへり運搬規定等により必要に応じてドクターへりを活用することができる。

2. DMA-T の待機要請

- ・ 都道府県、厚生労働省及び文部科学省は、自然災害又は人為災害で、被災地域外からの医療の支援が必要な可能性がある場合、DMA-T の待機

を要請する。

- ・待機についての要請の手順は派遣要請の手順に準じて行う。
- ・次の場合、すべてのDMAT指定医療機関は被災の状況にかかわらず都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。
 - 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - 津波警報（大津波）が発表された場合
 - 東海地震注意情報が発表された場合
 - 大規模な航空機墜落事故が発生した場合

3. DMAT補助要員の派遣要請

- ・厚生労働省及び都道府県は、日本赤十字社や国立病院機構等にDMAT等の活動を支援する補助要員の派遣を要請する。
- ・日本赤十字社、国立病院機構等は、厚生労働省等の要請を受け、管下の人員をDMAT補助要員として可能な範囲で派遣する。

V 各本部の役割

1. 被災都道府県災害医療本部機能

- ・被災地の都道府県は、災害対策本部の基、府内に災害医療の本部を設置する。
- ・被災地の都道府県で活動する全てのDMATはこの本部の指揮下で活動する。

DMATの指揮に関しては、DMAT都道府県調整本部を通じて行う。

2. DMAT都道府県調整本部（調整本部）

- ・被災地の都道府県はDMATの指揮に関わる調整を行うため、都道府県DMAT調整本部を設置する。
- ・調整本部は、被災地の都道府県災害対策本部の指揮下に置かれる。
- ・被災地の都道府県は、調整本部長を平時に定めた統括DMAT登録者より選定し、任命する。
- ・被災地の都道府県が事前に指定している県内の統括DMAT登録者が入れない場合は、他の統括DMAT登録者が「代行」することができる。
- ・厚生労働省または国立病院機構災害医療センターは代行の統括DMAT登録者について県と調整する。
- ・その他、本部要員として、災害医療センター等から災害調査ヘリにより派遣される要員等県外を含む、統括DMAT登録者等の支援を受ける。

- ・ 必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- ・ 調整本部は以下の業務を行うものとする。
 - 当該都道府県で活動する全DMA-Tの指揮・調整
 - DMA-T各本部への指揮・調整
 - 被災情報等を収集
 - 必要な機材などの調達に關わる調整
 - 都道府県災害対策本部等との連絡及び調整
 - 消防、自衛隊、医師会など関連機関との連携、調整
 - 必要に応じた、厚生労働省医政局災害医療対策室への情報提供
 - その他必要な事務

3. DMA-T活動拠点本部（拠点本部）

- ・ 調整本部は必要に応じて拠点本部を設置する。
- ・ 拠点本部の責任者は統括DMA-T登録者であることが望ましい。
- ・ 拠点本部は調整本部の指揮下に置かれる。
- ・ 拠点本部は、DMA-T参集拠点や災害拠点病院等から適当な場所を選定し設置する。
- ・ 拠点本部に先着したDMA-Tは、被災都道府県災害対策本部、厚生労働省等と連携し、拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- ・ 先着したDMA-Tの責任者が、統括DMA-T登録者でなかった場合、統括DMA-T登録者が到着後に適宜交代する。
- ・ 拠点本部が設置された災害拠点病院は、拠点本部の場所の確保などの支援を行い、また、被災状況について情報を収集し、調整本部へ可能な範囲で技術的助言を行う。
- ・ 必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- ・ 拠点本部は以下の業務を行うものとする。
 - 管下のDMA-Tの指揮・調整
 - 被災情報等を収集
 - 必要な機材などの調達に關わる調整
 - 調整本部、都道府県災害対策本部等との連絡及び調整
 - 消防、自衛隊、医師会など関連機関との連携、調整
 - 必要に応じた、厚生労働省医政局災害医療対策室への情報提供
 - ・ その他必要な事務

4. 病院支援、現場活動の本部機能

- ・ 拠点本部は必要に応じてDMA-Tが活動する病院、現場等に本部機能

(DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所)を持たせることができる。

5. DMAT・SCU本部

- ・ 被災都道府県は、管内の各SCUに広域医療搬送に関わるDMATの活動を統括するDMAT・SCU本部を設置する。
- ・ DMAT・SCU本部は、調整本部の指揮下に置かれる。
- ・ DMAT・SCU本部に先着したDMATは、都道府県、厚生労働省等と連携し、DMAT・SCU本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- ・ 先着DMATの責任者が、統括DMAT登録者でなかった場合、統括DMAT登録者が到着後に適宜交代する。
- ・ 必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- ・ DMAT・SCU本部は、以下の業務を行うものとする。
 - 被災地の医療機関、設置された各SCU及び域外拠点の状況並びに広域医療搬送の情報収集
 - 各DMATの活動調整
 - 輸送手段の確保及び機材などの調達に関する調整
 - 都道府県災害対策本部との連絡及び調整
 - 各DMAT本部との連絡及び調整
 - 消防、自衛隊、医師会など関連機関との連携、調整
 - 必要に応じた、厚生労働省医政局災害医療対策室への情報提供
 - その他必要な事務

6. DMAT域外拠点本部（域外拠点本部）

- ・ 当該都道府県は、域外の広域医療搬送拠点・DMAT参集拠点に域外拠点本部を設置する。
- ・ 域外拠点本部は、当該都道府県の指揮下に置かれる。
- ・ 域外拠点本部に先着したDMATは、都道府県、厚生労働省等と連携し、域外拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- ・ 先着DMATの責任者が、統括DMAT登録者でなかった場合、統括DMAT登録者が到着後に権限を委譲する。
- ・ 必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。
- ・ 域外拠点本部は、以下の業務を行うものとする。
 - 参集したDMATへの指揮・調整
 - DMATの派遣手段の調整
 - 各SCU本部との連絡及び調整

- 受け入れ医療機関、搬送手段の調整
- 消防、自衛隊、医師会など関連機関との連携、調整
- 広域医療搬送に係る情報収集
- 機材などの調達に関する調整
- 都道府県災害対策本部との連絡及び調整
- 必要に応じた、厚生労働省医政局災害医療対策室への情報提供
- その他必要な事務

7. 厚生労働省医政局災害医療対策室

- ・ 厚生労働省医政局災害医療対策室は、D M A T 派遣の要請等について厚生労働省の本部機能を果たす。
- ・ 災害医療センターは、厚生労働省医政局災害医療対策室に対し、D M A T の活動全般について協力するものとする。
- ・ 厚生労働省医政局災害医療対策室は、以下の業務を行うものとする。
 - D M A T の登録
 - 政府内部の調整、各 D M A T への情報提供
 - 搬送手段（自衛隊等）の確保に関する調整及び情報提供
 - 被災地域外の患者受入医療機関の確保
 - 物資の調達と輸送手段の確保

8. D M A T 指定医療機関

- ・ D M A T 指定医療機関は、D M A T を派遣した際には、当該医療機関内に本部機能を設ける。
- ・ D M A T 指定医療機関は、派遣したD M A T の活動を把握し、必要な支援、連絡及び調整を行う。
- ・ D M A T 指定医療機関及び日本赤十字社支部は、広域災害救急医療情報システムのD M A T 運用メニューの情報を派遣したD M A T に伝えるとともに、D M A T から得た情報を広域災害救急医療情報システムのD M A T 運用メニュー等に書き込むことにより、情報の共有化を図るものとする。

9. 関係機関本部への連絡要員

- ・ 調整本部、拠点本部は、必要に応じて消防や市町村等の関係機関の本部に連絡要員を派遣する。
- ・ 連絡要員は、関係機関における情報収集、必要な調整を行う。

VI DMA Tの活動

1. 被災地での活動

- ・ 被災地で活動するDMA Tは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置される拠点本部に参集し、その調整下で被災地での活動を行う。
- ・ 被災地で活動するDMA T等は、原則的として、自力で移動する。
- ・ 被災地で活動するDMA Tは、病院支援、域内搬送及び現場活動を主業務とする。
- ・ 病院支援
 - 厚生労働省、被災地の都道府県及び調整本部、拠点本部は、病院の被災状況及び病院支援の必要性についての情報を収集し、共有する。
 - 病院支援を担当するDMA Tは、当該病院での活動中は、当該病院長の指揮下に入る。
- ・ 域内搬送
 - 被災地の都道府県は、域内搬送を実施し、必要な総合調整を行う。
 - 被災地の都道府県は、域内搬送に関する情報を厚生労働省に提供する。
 - 厚生労働省は、広域医療搬送を行う場合においては、被災地の都道府県と協力し、域内搬送との連携を図る。
 - 域内搬送を担当するDMA Tは、域内搬送中の診療に従事する。
- ・ 現場活動
 - 現場活動を担当するDMA Tは、当該地域で活動中の消防機関等と連携し、トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を行う。

2. 広域医療搬送

- ・ 広域医療搬送に携わるべく要請を受けたDMA Tは、地方ブロックごとに指定された広域医療搬送拠点に参集する。
- ・ 厚生労働省は、関係省庁（内閣府、防衛庁等）と連携し、DMA Tが被災地域内のSCUへ参集できるための移動手段を確保するための調整を行う。
- ・ SCUの活動
 - 都道府県は、厚生労働省及び関係省庁と連携し、あらかじめ計画された広域医療搬送拠点にSCUを設置する。
 - SCUに参集したDMA Tは、SCU本部の調整下で活動を行う。
 - SCUに参集したDMA Tは、SCUにおける患者の症状の安定化を図るとともに、搬送時のトリアージを行う。
 - SCUを担当するDMA Tは、医療資器材・医薬品等の使用状況を把握し、必要があれば、厚生労働省調達等の依頼を行う。

- 日本赤十字社、国立病院機構等は、SCUの活動に必要な支援を可能な範囲で行う。
- ・ 航空機内の医療活動
- 航空機内の医療活動を担当するDMA Tは、SCU本部の調整下に入る。
- 航空機内の医療活動を担当するDMA Tは、航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。

3. 後方支援（ロジスティック）

- ・ DMA Tは移動、医薬品等の医療資器材の調達、自らの生活等については、自ら確保しながら、継続した活動を行うことを基本とする。
- ・ 厚生労働省、都道府県等は、DMA Tに係るヘリコプター等の移動手段、医薬品支給、生活手段等の確保について可能な限り支援・調整を行う。
- ・ 厚生労働省は、DMA Tの派遣、患者やDMA Tの要員の搬送等について関係省庁（内閣府、防衛省、総務省消防庁、海上保安庁、文部科学省等）、都道府県及び民間団体と必要な調整を行う。
- ・ 日本赤十字社、国立病院機構等は、厚生労働省、都道府県等の要請に応じ、DMA Tに係る移動手段、医薬品支給、生活手段等の確保を可能な範囲で行う。
- ・ 厚生労働省、都道府県等はDMA Tに係る移動手段、医薬品支給、生活手段等に関し、関係業界（ヘリコプター、レンタカー、タクシー等の交通関係、医薬品等の卸関係等）に対して、その確保を依頼する。
- ・ 後方支援（ロジスティック）はDMA TやDMA T補助要員が担当する。
- ・

4. ドクターへリ・災害医療調査ヘリの活用

- ・ ドクターへリは、必要に応じて広域医療搬送、域内活動にかかわるDMA Tの派遣・移動や患者の搬送を行うことができる。
- ・ ドクターへリは、必要に応じて不足する医療・資器材の輸送など後方支援（ロジスティック）のためにも活用することができる。
- ・ DMA T本部は、ドクターへリを持つ医療機関からのDMA Tと連携し、被災地域内に参集した複数のドクターへリの活用を調整する。
- ・ ドクターへリを運航する航空会社は、DMA Tの活動や後方支援（ロジスティック）のために可能な限り支援する。
- ・ 都道府県は、ドクターへリによるDMA Tの派遣に関して必要な支援を行う。
- ・ 災害医療調査ヘリは DMAT 活動に関わる情報収集、要員派遣、患者搬送などの業務を行う。

VII 費用の支弁

(原則)

- ・ 都道府県との事前の協定に基づいて支弁されるものとする。
- ・ 又は、災害時の業務計画に基づいた業務として扱われるものとする。
- ・ 被災都道府県、または厚生労働省の要請によらない派遣は、費用支弁は原則行われない。

(災害救助法が適用された場合)

- ・ 災害救助法が適用され、かつ以下の条件を満たした場合には、適用された都道府県はDMA Tを派遣したDMA T指定医療機関に対して、災害救助法による費用の支弁が可能となる。

(条件)

- ・ 災害救助法が適用された市町村で救護活動を行うことを前提に、都道府県知事が必要に応じて、
 - 1) 救護活動の業務をDMA Tに委託
 - 2) 賃金職員の雇上げによるDMA Tの編成を行い、災害救助法による応急医療を実施した場合。
 - ・ 災害救助法に基づいて費用支弁が行われた場合、厚生労働省と都道府県は、DMA Tの派遣に要した、次に掲げる費用を負担する。
 - 1) 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
 - 2) 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費
 - ・ 被災都道府県が他の都道府県に対して応援要請をし、他の都道府県が協定に基づき、DMA T指定医療機関に対して救助に要した費用を支弁した場合は、他の都道府県は災害救助法第35条により被災都道府県に対してその費用を求償できるものとする。

(災害救助法が適用されない場合)

- ・ 災害救助法が適用されない場合に、被災都道府県からの要請に基づきDMA Tが救護活動を行った場合は、「医療施設等運営費補助金交付要綱」のDMA T活動支援事業に係る経費（対象経費）を被災県内のDMA T指定医療機関及び被災都道府県から要請を受けた都道府県に対して被災都道府県が直接支弁するものとする。

(要請を受けた都道府県が協定を締結していない場合)

- ・ 被災都道府県が要請を受けた都道府県のDMA T指定医療機関に直接支弁するものとする。

シンポジウム1【 国内急性期災害医療活動における機能的ロジスティックスのあり方 】

地域でのロジスティックス部門の連携と人材育成について
～近畿ロジスティックス研修会開催を通じて～

兵庫県災害医療センター

中田 正明、中山 伸一、小澤 修一、鵜飼 卓

日本集団災害医学会 災害医療ロジスティックス検討委員会

中田 敬司、楠 孝司、市原 正行、高桑 大介、金澤 豊、青木 正志

近畿災害医療ロジスティックス検討会

辻 多鶴子、中安 岳、寺澤 ゆかり、上門 充、若林 成享、中村 正志
富士 佳弘、岡田 浩明、安部 史生、安部 雅之、安藤 和佳子

Hyogo Emergency Medical Center

【 背景と目的 】

これまで近畿地方ではロジスティックス専門の研修会(以下:研修会)を3回開催し、高い評価を受けている。

* 第14回総会・学術集会にて報告

この研修会開催に向けて【近畿災害医療ロジスティックス検討会】(以下、近畿ロジ検討会)を設置し、活動してきた。

この活動により、近畿地方でのロジスティックス部門の充実と連携の強化を実感することができ、急性期医療活動において機能的な活動に繋がると確信したので報告する。

Hyogo Emergency Medical Center

【 方法 】

今回、近畿ロジ検討会メンバーへのこれまでの活動に関するアンケートを実施した。

このアンケート結果より近畿地方でのロジスティックス部門の連携と人材育成、さらには機能的ロジスティックスについて考察した。

Hyogo Emergency Medical Center

【近畿災害医療ロジスティックス検討会 活動実績】

2008/10/01 近畿災害医療ロジスティックス検討会 設置

構成メンバー: 14名

基幹災害拠点病院 DMAT調整員／日本DMAT養成研修 インストラクター

メーリングリスト開設

検討会実績 10回

内容: 研修会企画、災害医療関連システムについて

近畿地方及び各施設での問題共有と改善策

研修会実績 3回

2009/1/9・10 平成20年度第1回

2009/7/24・25 平成21年度第1回

2010/1/29 平成21年度第2回

Hyogo Emergency Medical Center

【 アンケート内容 】

- ① 研修会を通じてロジの人材育成は必要か？
- ② 研修会の継続は必要か？
- ③ 近畿ロジ検討会はあなたの災害医療活動に有益か？
- ④ 近畿ロジ検討会によって、以前より機能的に連携が図れるか？
- ⑤ 今後、近畿ロジ検討会メンバーを中心とし、機能的なロジ部門を構築できるか？
- ⑥ 近畿ロジ検討会の活動の継続は必要か？

Hyogo Emergency Medical Center

【 アンケート結果① 】

- ① 研修会を通じてロジの人材育成は必要か？
- ② 研修会の継続は必要か？
- ③ 近畿ロジ検討会はあなたの災害医療活動に有益か？
- ④ 近畿ロジ検討会によって、以前より機能的に連携が図れるか？
- ⑤ 今後、近畿ロジ検討会メンバーを中心とし、機能的なロジ部門を構築できるか？
- ⑥ 近畿ロジ検討会の活動の継続は必要か？

全ての質問に対して **100% YES**

Hyogo Emergency Medical Center

【 アンケート結果② コメント 】

- ① 研修会を通じてロジの人材育成は必要
- ② 研修会の継続は必要

- ◆ロジは日常業務と異なる多くの能力が必要
- ◆DMAT研修後のFollow upが重要
- ◆情報共有の場として必要
- ◆1・2回程度の研修会受講では、ロジ業務はなかなか身につかない
- ◆病院単位でのロジ育成には限界がある
- ◆全てにおいて、「人材育成」に最も時間を要する
- ◆職種を問わず、継続的な研修は必要

【 アンケート結果② コメント 】

- ③ 近畿ロジ検討会は自身の災害医療活動に有益

- ◆勉強になる
- ◆情報交換の場として重要
- ◆地域での問題点の共有と解決には重要
- ◆モチベーション維持
- ◆顔の見える関係の構築

【 アンケート結果② コメント 】

④ 近畿ロジ検討会によって、以前より機能的に連携が図られる

- ◆共通言語が使える
- ◆顔の見える関係の構築できている
- ◆もはや同じチームの一員である実感がある
- ◆訓練等の調整がスムーズになり、打ち合わせも短時間で終わるようになった(実災害でも同様と考える)
- ◆昨年8月の兵庫県作用町の水害、及び静岡県駿河湾の地震発生時の情報共有が早かった
- ◆メーリングリストの活用

【 アンケート結果② コメント 】

⑤ 今後、近畿ロジ検討会メンバーを中心とし、機能的なロジ部門を構築できる

- ◆DMAT研修インストラクター・タスク中心の為、最前線の運用・情報は常に認識している
- ◆経験豊富なメンバーが多い(日赤救護班も多い)
- ◆モチベーションを高く維持できている
- ◆協力体制と信頼関係が築かれている
- ◆既に活動に共感し、メンバーが増えつつある